○ ○ 町　内 会 規 約

参 考 例

（名称）

第１条　本会は、○○町内会と称する。

（区域）

第２条　本会は、上富田町□□のうち、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

（事務所の所在地）

第３条　本会は、事務所を西牟婁郡上富田町□□○○○○番地の○に置く。

（目的）

第４条　本会は、その区域の住民相互の連絡、生活環境整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(１)　住民相互の連絡事務に関すること。

(２)　地域の生活環境の改善及び向上に関すること。

(３)　会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。

(４)　会員の福祉厚生に関すること。

(５)　集会施設の維持管理運営に関すること。

(６)　防犯施設及びその付帯施設の維持管理に関すること。

(７)　その他目的達成のために必要なこと。

（会員）

第６条　本会の会員は、第２条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第７条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第８条　会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

２　本会は、正当な理由がない限り、この区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

（退会）

第９条　会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

２　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

(１)　本会の区域内に居住しなくなったとき。

(２)　死亡又は会が解散したとき。

(３)　会費を２年以上滞納し、催告に応じないとき。

（拠出金品の不返還）

第10条　退会した会員が既に納入した会費、その他拠出金品は返還しない。

（役員の種別）

第11条　本会に、次の役員を置く。

(１)　会　長　　○名

(２)　副会長　　○名

(３)　理　事　　○名

理事を設けるかは自由

(４)　会　計　　○名

(５)　監　事　　○名

（役員の選出）

第12条　役員の選出は、総会において会員の中から選任する。

２　監事は、他の役員を兼ねることはできない。

（役員の職務）

第13条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

４　監事は、次に掲げる業務を行う。

(１)　本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(２)　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(３)　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(４)　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第14条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第15条　役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において３分の２以上の議決に基づき解任することができる。

(１)　心身の故障の為、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(２)　職務上の義務違反その他役員として、ふさわしくない行為があると認められるとき。

（会議の種類）

第16条　本会の会議は、総会及び役員会とする。

２　総会は、通常総会と臨時総会とする。

（会議の構成）

第17条　総会は、会員をもって構成する。

２　役員会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成する。

（権能）

第18条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

２　役員会は、次の事項を議決する。

(１)　総会で議決した事項の執行に関すること。

(２)　総会に付議すべき事項に関すること。

(３)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

３　第１項に定める事項につき、緊急を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

（総会の開催）

第19条　通常総会は、毎年度決算終了後３箇月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(１)　役員会が必要と認めたとき。

(２)　全会員の５分の１以上が会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(３)　 第13条第４項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（役員会）

第20条　役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

２　会長は、役員現在数の２分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、役員会を開催しなければならない。

３分の１～２分の１

（招集）

第21条　総会及び役員会は会長が招集する。

２　会長は、第19条第２項第２号及び第３号による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　会長は、前条第２項による請求があったときは、その日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

４　総会及び役員会を招集する場合は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の５日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

最低５日（法260条の15）

（議長）

第22条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

２　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第23条　会議は、総会においては総会員、役員会においては役員現在数の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（議決）

第24条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。

２　役員会の議事は、役員の過半数をもって決する。

３　可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、会長として議決に加わる権利を有しない。

（会員の表決権）

第25条　会員の総会において、各々１箇の表決権を有する。

（書面表決権）

第26条　止むを得ない理由のため会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第27条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(１)　会議の日時及び場所

(２)　会員又は役員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(３)　議決事項

(４)　議事の経過の概要及びその結果

(５)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

（資産の構成）

第28条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(１)　別に定める財産目録記載の資産

(２)　会費

(３)　事業に伴う収入

(４)　資産から生ずる収入

(５)　その他の収入

（資産の管理）

第29条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第30条　本会の資産で第28条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において４分の３以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第31条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第32条　本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第33条　本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後３箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

（事業年度）

第34条　本会の事業年度は、毎月４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（規約の変更）

第35条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を経て、かつ、町長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散）

第36条　本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の同意を経て、町長に届け出て解散する。

（残余財産の処分）

第37条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を経て、かつ、町長の許可を得て、本会と類似の目的を要する団体に寄附するものとする。

（備え付け帳簿及び書類）

第38条　本会の事務所には、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかねばならない。

(１)　規約

(２)　認可及び登記等に関する書類

(３)　役員に関する書類

(４)　会員に関する書類

(５)　総会及び役員会の議事録

(６)　会員名簿

(７)　資産台帳

(８)　収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(９)　各事業年度末の財産目録及び収支決算書

(10)　事業計画書及び収支予算書

(11)　その他必要な帳簿及び書類

（細則）

第39条　役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。

２　役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

町からの許可日

附　則

この規約は、　　　　年　　月　　日から施行する。